

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 89):
NZ管理隔離施設の値上げ(ワークビザ等対象)

令和3年3月9日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 3月25日より、短期ビザ(temporary entry class visa=ワークビザ、ビジタービザ等)でNZに入国する方の管理隔離施設費用が5,520NZドル(1人)に値上げされます。
- NZ人および永住者(resident class visa holders)は、値上げの対象外で、従来通り3,100NZドル(1人)が維持されます。

【本文】

3月2日、NZ政府は、短期ビザ(temporary entry class visa=ワークビザ、ビジタービザ等)で入国する方の管理隔離施設費用の値上げについて、以下のとおり発表しました。

- 本年3月25日午前0時01分より、短期ビザでNZに入国する方の管理隔離施設費用が値上げされます。
- この変更は、いつビザが承認されたか、いつ管理施設を予約したかにかかわらず、短期ビザで入国する全入国者が対象となります。
- 変更後の費用(いずれも税込み)は、下記のとおりです。
 - ・部屋を利用する一人目は5,520NZドル
 - ・同部屋を共用する追加の大人は1名につき2,990NZドル
 - ・同部屋を共用する追加の子供(3歳から17歳まで)は1名につき1,610NZドル
 - ・3歳未満の子供は無料
- 対象となる短期ビザ
 - ・ビジタービザ(Visitor visas)(例: NZ人あるいは永住者のパートナー)
 - ・学生ビザ(Student visa)
 - ・ワークビザ(Work visa)
 - ・限定ビザ(Limited visas)
- 例外的に入国を許可された不可欠な医療従事者や、NZ人および永住者(resident class visa holders)は、今回の変更には含まれません。従いまして、管理施設にかかる費用は従来と同様の金額(1人3,100NZドル、詳細以下)となります。

〈管理隔離施設に関する公式サイト〉

* 短期ビザ

<https://www.miq.govt.nz/being-in-managed-isolation/charges-for-managed-isolation/temporary-entry-class-visa-holders-charges/>

* NZ国民、NZ永住者(注)

<https://www.miq.govt.nz/being-in-managed-isolation/charges-for-managed-isolation/room-configurations-and-charges/>

(注)NZ国民又は永住者の場合、課金対象となるのは、現在NZ国外にありNZ滞在期間が90日未満の場合、又は、課金措置導入日(2020年8月11日午前0時1分)以降にNZから出国した場合に限ります。

<https://www.miq.govt.nz/being-in-managed-isolation/charges-for-managed-isolation/>

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)